

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月26日
【会社名】	株式会社ライフコーポレーション
【英訳名】	LIFE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 岩崎 高治
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員CFO兼財務本部長 岡田 晴信
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号（大阪本社） 同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。 東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイドTSタワー（東京本社）
【縦覧に供する場所】	株式会社ライフコーポレーション東京本社 （東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイドTSタワー） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員岩崎高治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点についての整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

(1) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社である株式会社ライフフィナンシャルサービスを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、他の連結子会社及び持分法適用会社は存在していません。

(2) 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上高(営業収入を含む)を重要な事業拠点の選定指標として用いました。これは、小売業を主たる事業とする当社グループの事業特性を踏まえ、売上高が販売による事業活動の規模を最も適切に表す指標であると判断したためです。また、全社的な内部統制の評価結果は有効であると判断したため、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(営業収入を含む)の金額が高い拠点から合算していき、概ね2/3に達している当社及び連結子会社である株式会社ライフフィナンシャルサービスを「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社は売上高(営業収入を含む)、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。これらの勘定科目は、小売業である当社の経営成績及び財政状態を判断する上で重要な指標であり、財務諸表利用者の意思決定に大きな影響を与えると判断したためです。

連結子会社である株式会社ライフフィナンシャルサービスは未収入金、短期貸付金及び預り金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。これらの勘定科目は、クレジットカード事業を行う同社の主要な取引に関連する勘定科目であり、事業特性を最も反映するものと判断したためです。

さらに、選定した重要な事業拠点において、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、株式会社ライフコーポレーションにおける固定資産の減損損失、繰延税金資産(負債)等に係る業務プロセスを決算・財務報告プロセスとして評価の対象としております。これらのプロセスは、経営者による見積りや予測を伴う重要な勘定科目であり、過去の実績や将来の予測に基づく判断を要するため、財務報告の信頼性に重要な影響を与える可能性があるかと判断したためです。

(3) ITに係る全般統制の評価範囲

評価対象となった業務プロセスにおいてITによって自動化された内部統制が行われている場合は、ITに係る全般統制及び業務処理統制について、当該内部統制の整備状況及び運用状況を評価しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。